



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2025 年 7 月 22 日から 24 日に会議を行った。](#)

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー-20）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [一貫した適用の活動（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [超インフレ経済の指標の評価（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [IFRIC Update 2025 年 6 月（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)

### 戦略及びガバナンス

- [第 4 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー-24）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）

IASB は 2025 年 7 月 24 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」の再審議を継続した。IASB は次のことについて議論した。

- 関連する法律又は規則の影響に関する要求事項案に対するフィードバック及びこのフィードバックの分析（アジェンダ・ペーパー-5A）
- 金融負債及び資本性金融商品の分類変更に関する要求事項案に対するフィードバック（アジェンダ・ペーパー-5B）

### 詳細なフィードバック及びスタッフの分析—関連する法律又は規則の影響（アジェンダ・ペーパー-5A）

IASB は、関連する法律又は規則が金融商品の分類に与える影響に関して公開草案において提案していた要求事項を撤回することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 詳細なフィードバック—金融負債及び資本性金融商品の分類変更（アジェンダ・ペーパー-5B）

IASB は、金融負債及び資本性金融商品の分類変更に関して公開草案において提案した要求事項に対するフィードバックの要約について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

## 次のステップ

IASB は提案して分類変更の要求事項の提案についてさらに議論し、公開草案における分類のトピックを引き続き再審議する。

### 企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は、2025 年 7 月 22 日に会合し、公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における要求事項の提案について議論した。

### 監査可能性及び監査の期待ギャップ（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は次のことについて議論した。

- a. 企業結合の業績及び期待シナジーに関する情報の監査可能性
- b. 監査人がこの情報の合理性を検証する能力と利用者の期待との間のギャップ

IASB はこれらのトピックについて何も決定を求められなかった。

### リストラクチャリング及び資産拡張のキャッシュ・フロー（アジェンダ・ペーパー18B）

IASB は、IAS 第 36 号「資産の減損」から、使用価値を計算する際に企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング及び資産の拡張から生じるキャッシュ・フローを除外するという要求を削除する提案について議論した。

IASB はこのトピックについて何も決定を求められなかった。

### その他の IAS 第 36 号の提案（アジェンダ・ペーパー18C）

IASB は IAS 第 36 号のその他の修正案について議論した。IASB は次の提案を維持することを暫定的に決定した。

- a. のれんを含んだ資金生成単位又は資金生成単位のグループがどの報告セグメントに含められているのかを開示することを企業に要求する。
- b. 企業が使用価値を計算する際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求を削除する。
- c. 使用価値を計算する際に用いた割引率が税引前なのか税引後なのかを開示することを企業に要求する。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

### キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は、2025 年 7 月 22 日に会合し、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における経営者が定義した業績指標（MPMs）についての要求事項をキャッシュ・フロー指標にも適用するようにどのように拡張できるかどうかについて議論した。これらの要求事項の拡張は、財務諸表利用者は IFRS 会計基準に定められていないキャッシュ・フロー指標に関して透明性のより高い情報を必要としているという利害関係者のフィードバックに対応するものとなる。

IASB は、IFRS 第 18 号における MPMs についての要求事項を、キャッシュ・フロー計算書に関する IFRS 会計基準に定められていない指標（キャッシュ・フロー指標）にも適用するように拡張することを提案することを暫定的に決定した。この要求事項案は、MPM の定義及び関連する開示要求の適用可能性を条件として、キャッシュ・フロー指標に適用される。

13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

IASBは次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. キャッシュ・フロー指標に、IFRS第18号のMPMの定義の一部を変更なしに適用する。そこではMPMを次のような指標として記述している。
  - i. 企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用している。
  - ii. 企業が企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるために使用している。
- b. IFRS第18号におけるMPMsについての反証可能な推定をキャッシュ・フロー指標にも適用するように拡張する。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、IFRS第18号におけるMPMsについての開示目的及びMPMsについての具体的な開示要求をキャッシュ・フロー指標にも適用するように拡張することを提案することを暫定的に決定した。IASBはさらに、これらの開示要求がそれらの指標に適用される際に要求される変更の文案作成を検討する。具体的には、企業が次のことを行うという要求事項である。

- a. MPMsの定義を満たすすべての指標に関する情報を単一の注記において開示する。
- b. MPMsは企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を提供するものであり、他の企業が提供する類似した名称又は記述を共有する指標と必ずしも比較可能ではない旨を開示する。
- c. 各MPMを財務諸表利用者に誤解を与えない明瞭で理解可能な方法で名称を付け記述する。
- d. 経営者の見解において、当該MPMによって伝えられる財務業績の一側面の記述を開示する。企業は、経営者の見解において、MPMが財務業績に関する有用な情報を提供する理由の説明をこの記述に含めることを要求される。
- e. 各MPMがどのように計算されているのかを開示する。
- f. 当該MPMとIFRS会計基準で定められている最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の調整表を開示する。
- g. 企業がMPMを計算する方法を変更する場合、新しいMPMを追加する場合、又は以前に開示したMPMの使用を中止する場合に、情報を開示する。具体的には、次のことを開示する。
  - i. 当該変更、追加又は中止及びその影響を財務諸表利用者が理解できるようにする説明
  - ii. 当該変更、追加又は中止の理由
  - iii. 当該変更、追加又は中止を反映するために修正再表示した比較情報（実務上不可能である場合は除く。企業によるMPMの選択は、会計方針の選択ではない。しかし、比較情報の修正再表示が実務上不可能かどうかを評価するにあたり、企業はIAS第8号「財務諸表の作成基礎」の第50項から第53項の要求事項を適用することを要求される。）

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、IFRS第18号におけるMPMsについての要求をキャッシュ・フロー指標に適用するように拡張することを提案しないことを暫定的に決定した。具体的には、IASBは、(f)に記述した調整表において開示する各項目について法人所得税への影響及び非支配持分への影響を企業が開示するという要求を拡張することを提案しないことを暫定的に決定した。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASBはプロジェクト計画に含めたトピックのそれぞれに関して財務報告を改善するための考え得る方法を引き続き評価する。

## 維持管理及び一貫した適用

### 一貫した適用の活動（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2025 年 7 月 22 日に会合し、次のことを行った。

- 2025 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（委員会）で議論されたアジェンダ決定について検討した（アジェンダ・ペーパー12A）
- 当該会議についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12B）

### 超インフレ経済の指標の評価（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「超インフレ経済の指標の評価」（IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」）に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

#### 次のステップ

このアジェンダ決定は 2025 年 7 月に [IFRIC Update 2025 年 6 月](#)（[日本語訳](#)）への補遺において公表される。

### IFRIC Update 2025 年 6 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、委員会の 2025 年 6 月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[IFRIC Update 2025 年 6 月](#)（[日本語訳](#)）において公表された。

IASB は何も決定を求められなかった。

## 戦略及びガバナンス

---

### 第 4 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は 2025 年 7 月 24 日に会合し、本プロジェクトの現状及び方向性について議論した。

IASB メンバーは、ISSB と同時のアジェンダ協議への支持を示した。それにはプロセスを 2026 年後半に開始し情報要請を 2027 年に公表することになる。

#### 次のステップ

IASB は第 4 次アジェンダ協議の進め方を 2025 年 9 月の会議で決定する。